

円卓会議合意文書

コミュニケーション	3
序文	3
政治改革問題に関する基本的立場	4
社会経済政策に関する基本的立場	9
労働組合複数制に関する基本的立場	14
閉会にあたって——協議委員会の設置	17
力の論理 論理の力	18
円卓会議最終会議におけるワレサ委員長の演説	
全力をあげて選挙戦を開こう	20
「連帯」全国執行委員会の決議	
独立自治労働組合「連帯」登録申請	21
ポーランド日誌 1989年3月22日～4月25日	2/22・23

ボーランド日誌

1989年3月22日～4月25日

3月22日 国会が2日間の予定で開会、選挙法、大統領制、上院、結社と政治団体、労働組合、農民組合に関する法案を審議。今後数週間をかけて、円卓会議で提案された法改正が検討される。●「連帯」スポーツマンのJ・オニシケヴィチは、大統領と上院の権限に関して円卓会議参加両陣営にかなりの意見の相違があるとして、会議終了を当初予定の4月3日より遅らせ、ワレサ委員長とキシチャク内相の会談を行うべきと述べる。●円卓会議の経済・社会政策委員会が会合、市場供給と生活水準の改善に関する共同文書を承認し、鉱業に関する小委員会の討議状況を話し合う。論点となっているのは鉱山での週休2日制、土曜日の自主的労働、報酬問題であるという。●司教會議・政府合同委員会が会合、国家一教会関係に関する法律の草案を可決。同草案は国会審議に送られる。●ワルシャ

ワの公認日刊紙『ジチェ・ワルシャヴィ』はカティン事件の犠牲者のうち403人に関する詳細な記事を載せた増刊を発行。

3月23日 円卓会議の政治改革委員会で、上院で否決された法案を下院で再可決するために必要な賛成数について意見の対立。政府側が下院の3分の2(66%)とする案に反対し、5分の3(60%)を主張しているため。また大統領がどの場合に下院を解散させることができるのかも争点となっている。●法と司法に関する小委員会は裁判官の独立の原則を採択。●経済・社会政策委員会では、「連帯」が鉱業に関する小委員会からの引き揚げを発表、かわりに経済行政当局と労働組合から専門家を出しあって委員会をつくり、その場で9月30日をめどに解決策を検討する形に。他の点では原則合意に達する。●労働組合複数制委員会が会合、最終文書作りが進められる。●ポーランド・ラジオ・テレビ世論調査センターの調査によれば、調査対象の47%が円卓会議に「関心あり」、39%が「やや関心あり」、14%が「関心なし」との結果。●ワレサがグダン

【22頁に続く】

円卓会議合意文書

Dokumenty Okrągłego Stołu

Buletyn Informacyjny / Bulletin d'Information, no.214, 12.04.89

Uncensored Poland News Bulletin, No.6 / 89. 15 April 1989

コミュニケーション komunikat

1989年4月5日に開かれた円卓会議全体会議の参加者は、各作業委員会および小委員会で採択された決定を承認し、それらの実現のために連帯して活動する意思を表明する。

会議に参加した両陣営〔「連帯」側と政府側〕は、「協議委員会」を設置することを決定した。協議委員会には、円卓会議に参加した諸勢力の代

表がメンバーとして含まれる。協議委員会の任務は、円卓会議での決定の実施状況の評価、両陣営が重要と認める諸問題の解決策の追求、対立状況における仲裁役を果たすこと、などである。

円卓会議参加者は、この会議の過程に与えたすべての人々の尽力と貢献に深く敬意を表する。会議参加者はここに、円卓会議の任務は終わったことを認める。

チェスワフ・キシチャク
レフ・ワレサ

[訳：高橋 初子]

序 文

Wstęp

ポーランドで歴史的転回が起こった。祖国をおびやかす挫折感と対立を目にして、愛国心と理性とはポーランド人を団結させる核となる何ものかを捜すようにわれわれに命じた。われわれから見れば、ヨーロッパと世界は急速な発展を遂げつつある。ポーランド人の課題は、一ヵ所にとどまることなく前進し、他の国々と肩を並べることである。

2月6日から4月5日に至る2カ月の間、「円卓会議」の作業が行われた。これには、わが国の様々な政治勢力、社会勢力からの代表数百人が参加した。思想的立場や志向や利害においてそれが異なって——時には対立していることを感じながらも、同時にそれぞれの独自性を相互に尊重しつつ、ポーランド共和国再建のための最上

の方策が追求された。1980年の社会協定〔グダンスク協定〕の精神にのっとり、ポーランド人を団結させる核となるものをめぐって——すなわち祖国の未来に対する、経済と文化に対する、社会と国に対する、ポーランドの人々の運命に対する、そしてポーランドの運命に対する責任感をめぐつて——討論が行われた。

差し迫った状況からすれば、この作業のゆっくりとした進展や長引く議論が時にいらだちや失望を与えたであろうことをわれわれは理解している。それについては次のように説明したい。すなわち、われわれ皆が一緒に、過去の歳月に積もり積もったわだかまりを振り切り、根底的な変化の道へ踏み出そうとするならば、慎重に事を運ばねばならないのである。数百万ポーランド人の熱慮

と献身と意思により、また国際情勢がポーランドに有利に展開したことにより、われわれの前には歴史的なチャンスが開けた。そのチャンスへの扉を、偽りの、あるいはうわべだけの解決で再び閉ざしてしまうことは許されない。

ポーランドが直面している危機とチャンスを慎重に考慮し、「円卓会議」に参加したわれわれは、今ポーランド人の間で成立しうる合意の枠はどのようなものか、そして将来にはどのような枠での合意が可能になるかを結論づけた。今回、政治改革の方向について、経済改革や社会政策について、

組合複数制について、そしてポーランドの生活の様々な分野における必要不可欠な改革について結ばれた諸協定の中には、政府の活動および社会諸勢力の活動に関する約束や予告だけでなく、意見の不一致や要求・利害の対立の記録も見出されることがある。これらの協定は、危機克服と改革のためのプログラムを真摯に追求したとしてある。その実現は協定署名者たちの肩にかかるのみならず、すべてのポーランド人の市民としての想像力と賢明さと行動力にかかる。

[訳：高橋 初子]

政治改革問題に関する基本的立場

Stanowisko w sprawie reform politycznych

経済危機と政治対立が何年も続き、今ポーランドは非常な危機的状況に直面している。しかし同時に大きなチャンスも目前にある。経済危機がさらに悪化する危険性は現実にあるが、国の根底的改革と経済体制の再建を通じて、その危機を克服できるチャンスが存在する。危機をくい止め、改革を目ざして活動をするためには、ポーランド人は合意に達することができるし、達しなければならない。

今回政治的妥協に達した諸勢力の中には、民主的な形の社会主義という理念を志向する勢力もあれば、キリスト教を拠り所とするものもあり、また「連帯」の思想的成果や民衆運動を支えとするものや、他のさまざまな思想基盤や思想的伝統にのっとったものもある。こうした諸勢力による政治的妥協は、共通の目標の実現——すなわち独立していく、主権を有し、対等な同盟関係によって安全を保証された、民主的で強い経済力を持つポーランドという目標の実現——への道を拓くものである。

合意の基盤をなすのは、将来の政治システムに関する原則である。この政治システムは、民族の主権を十全に実現するような国に生きる権利という、譲り渡すことのできない市民的権利に基づいています。

ている。すなわち次のことを意味する。

——政治的複数主義。それは何よりもまず、民主主義的な憲法秩序の中で政治的、社会的、職業的な諸組織を作ることができる結社の自由に体現される。

——言論の自由。これには、さまざまな政治勢力があらゆるマスメディアを用いることが実際に可能になるような状況を創り出すことが含まれる。

——国家権力の代表機関すべての任免手続きの民主化。誰が権力を執行するのかが真に選挙民によって決定されるようにする。

——司法の独立。および法の支配と公的秩序を維持するために設置されている諸組織に対してコントロールを及ぼす法的権限が司法に与えられること。

——自由な選挙による、強力な権限をもつ地域自治。

今回会議に参加した両陣営は、上述の原則によって今後の政治的展開が規定されねばならないことを認め、そしてそれを支持していくことを宣言する。

こうした状態を現出させるには断固とした行動が必要になる。そのうちのひとつは今すでに実行

された。他のものには、数カ月のうちに実行されねばならないものも、2~3年の間になされねばならないものも、またもう少し先に展望されているものもある。わが国には多くの不信感が積もっており、公的生活の空間を拡大してその中で活動を進める以外、この不信を取り除く手立てはない。こうした活動を通じて、昨日の敵が民主的競争相手へ、社会生活上の新しい諸規範の枠内で共働する相手へと変わってゆくことをわれわれは期待している。新しい諸規範は全国規模の合意からのみ生まれるのでなく、新旧様々な社会的、政治的構造の民主的活動を通じて下からも生まれてこなければならない。

国家構造というしばしば時代錯誤的な組織が現代的で効率的に変化するには、時間が必要であろう。

会議の席上では、政治的な改革と決定の「日程表」に関して意見の相違がみられた。「連帯」—反対派の陣営の主張は、できる限り広範囲な民主化メカニズムの導入が最も重要な意味を持つのであり、そのため裁判制度、マスメディア、地域自治に関する決定をただちに行い、国家中央権

力に関する改革は後の段階で行えばよいというものがた。一方政府連合陣営は、国家最高権力に関する決定こそ緊急課題であり、新しい議会を選出して後にその他の社会生活上の諸改革に取りかかるべきだと主張した。しかし両陣営はともに、民族と国家の利益に沿って、漸進的に国家の改革を進めねばならない。

漸進的方法による変革実現の道は、急進的すぎる活動や、改革に反対する保守派の行動によって妨げられることもありうる。これはまた、現在のようなわが民族にとって極めて重要な時期においては、国家の安全にかかわると同時に、個々の国民の家庭にもかかわってくる。

政治面の漸進的変化の重要な段階は、すでに現在進行中である。すなわち組合と社会の複数主義の原則の実現（独立自治労組「連帯」と「農民連帯」の合法的活動、独立学生組合NZSの合法化など）、政治的反対派の合法的活動権の承認、新しい結社法、法と裁判所の改革への着手、言論の自由の拡大、議員選出法の大軒な民主化である。今年は上院・下院の選挙が行われる。新設の上院では国の進路の決定に様々な政治勢力が参加でき

ART.1. W PRL WŁADZA NALEŻY DO LUDU PRACUJĄCEGO MIAST I WSI.



第1条 ポーランド人民共和国では権力は都市、農村の働く人々に属する。

ことになろう。

【訳注】 今回導入される二院制は、従来の国会（セイム）に加えて上院（セナト）を新設する形である。ポーランド語では以前の国会も新しい下院もどちらもセイム S e j m と表記されている。ただ、日本語訳では、今後は上院との対比からこれを下院と訳すことにする。

これは議会民主主義への道の始まりである。今年の選挙で選出される議会の任務は、新しい民主憲法と新しい民主的な選挙法を制定することである。（政府と「連帶」の）両陣営は、新しい議会の議員構成が有権者の意思を完全に反映したものとなるように全力を尽くす。

ポーランドはその国民すべての共同の家である。われわれは一致して、ポーランドに居住するいかなる少數民族といえども十全な権利を持つと考えている。また、東西を問わず国外に在住するポーランド人やポーランド系の人々との絆を維持し発展させる責任がわれわれにはある。

国家構造の全レベルにおける民主化の基本は、立法、行政、司法の三権を分立させることであろう。

「連帶」一反対派陣営は、統治の一般原則となっているノメンクラトゥラ・システムの廃止が、経済・政治改革成功的の条件であり、社会の活性化のための不可欠な要素であるとの見解を示した。政府連合側は、現時点ですでに幹部任免政策には大きな変更が加えられており、政治的基準での判断より職業的能力を基準にした判断の方が優位に立っている、と述べた。

両陣営は、社会、文化、経済生活における人事の昇進は、モラル上および職業上の能力によってのみ決定されるのが原則であるという点を承認した。可能な限りすべての場面で、地位獲得は公開競争によって行われるべきである。

少なからぬ問題点に関して、われわれの間には見解の相違がある。われわれはそのことを「円卓会議」で結ばれた協定の中に包み隠さずに記した。——しかしそれわれは、ポーランドの国家生活に民主的で効率的な組織体系を導入し、また民主的变化を阻害したり過去へ逆行させようとする試み

を防ぐために行動しようという共通の意思を持っている。

下院および上院の選挙の原則

1989年の下院、上院選挙は、以下の原則に従って行われる。

選挙以外の方法による候補者選定手続きは、すべて廃止する。下院議員および上院議員の議席ひとつあたりの立候補者数には制限を設けず、規則にのっとって届け出たもの全員に立候補を認められる。

下院議員への立候補届け出の権利は、〔従来議席を占めていた〕統一労働者党、統一農民党、民主党、PAX、P Z K S、U C h S（いずれも当局寄りのキリスト教系団体）だけに与えられるのではなく、これらの団体とは無関係で、少なくとも3000人のメンバーを有する市民組織からも立候補することができる。

上院議員候補として登録されるには、——出身母体が統一労働者党であれその他の政党、市民グループであれ例外なく——当該の県の有権者3000人の署名を付した申請書が必要である。各県は2名の上院議員を選挙で選出する。ただしワルシャワ県およびカトヴィツェ県は3名を選出する。

候補者は希望により、シンボルとなる語を採用したり、自分の政治的方向性を示す名称を使ったりすることができる。

下院選挙の第1回投票は、次のように行われる。すなわち、各選挙区ごとに投票用紙に候補者名がアルファベット順に記される。有権者は自分の選挙区の議員定数と同じ枚数の投票用紙を受け取り、それぞれの用紙について、自分の投票したい候補者1名を残して、他の名前を線で消す。

上院選挙においては、各選挙区の候補者名がすべて1枚の用紙に記される。有権者はその中から定数分だけ候補者を選び、残りの名は線で消す。

第10期下院の選挙は、「円卓会議」で合意された割合で議席が配分されるという点で、自由選挙に限界が設けられる。この議席配分に関する約定は、第10期下院選挙に限ってのみ適用される。配分の割合は、議席の60%を統一労働者党、統一農

民党、民主党の連合に、さらに5%をPAX、PZKS、UCHSに与え、残りの35%を独立した市民グループから立候補した非党員候補が争うという形をとる。三党連合の議席のうち一部は全国リストによって任命される。その数は将来の下院の全議席の10%程度である。

各選挙区の議員定数に上述の議席配分——統一労働者党の議席、その他の2党の議席、諸団体の議席、非党議席——をどのように割り振るかは、国家評議会が決定する。「円卓会議」での協定により、各選挙区に最低1議席は非党議席が割当てられることになっている。議席配分に関するこの他の事項は、新選挙法と同時に公示される。統一労働者党、統一農民党、民主党、PAX、PZKS、UCHSのメンバーでありながら、市民3000人の署名を得て立候補したものは、[非党議席でなく]その所属母体に割り当てられた議席を争う。

上院に関しては、議席配分に関する取り決めは一切なく、自由選挙に制限は加えられない。各陣営が上院でどれだけの議席を獲得するかは、それぞれの選挙区の有権者の意思のみによって決定される。

下院、上院へのすべての候補者は、言論、出版、集会の自由および国営マスコミの利用権において平等の権利をもって選挙運動を行う。

この合意を結んだ両陣営は、それぞれの選挙領や選挙運動中の発言内容が「円卓会議」協定の枠から逸脱しないよう注意する義務を持つ。両陣営は、この選挙運動がわが国に寛容で民主的な政治文化の形成をもたらすよう力を尽くす。係争や対立も生じうるが、それについては、「円卓会議」により創設させる協議委員会の場で話し合いを通して解決するよう努力する。

下院および上院議員選挙の第1回投票では、各選挙区で有効投票数の50%以上得票した候補者を当選とする。もしも第1回投票で決着がつかない議席があれば、その未確定議席ひとつにつき候補者2名にしほって第2回投票が行われる。第2回投票に残るのは、各議席に対する候補者中第1回投票の得票数が上位の者2名である。第2回投票は多数決で決定される。候補者2人の名前は1枚の投票用紙に記され、下院選挙の場合は議席ごと



円卓会議政府側代表のチオセク
政治局員(左)とキシチャク内相

に1枚の投票用紙が用意される。

すべての選挙管理委員会には、政府連合側の代表と「連帯」一反対派側により任命された人物とが含まれるようにする。

下院、上院への立候補者はすべて、選挙区および末端の選挙管理委員会に自分の信頼する人物を委員として派遣する権利を有する。こうして派遣された人物は、選挙区の選挙管理委員会の権限にのっとり、投票所における投票箱の封印、投票、投票箱の開封、開票に立ち合う。派遣された人物は選挙管理委員会の議事録に自身の所感を提出する。

この他の詳細は、「円卓会議」参加者の間でその原則が合意された下院および上院選挙法に示されている。

下院、上院、大統領、裁判所

下院、上院、大統領府、裁判所に関する国制の改革。

下院はひき続き立法権の最高機関である。下院は常時開会されて討議を行うが、反対派議員が存

在することでその活動の形は変化するであろう。立法権を本質的に強化する。上院は立法議案提出権を持ち、また下院での決議を審議する。もしも上院で審議の結果否決された場合、その議案を改めて成立させるためには下院の3分の2の賛成が必要となる。さらに、下院による市民権オンブズマンと最高統制院総裁の候補者選定は上院の承認を必要とする。上院は下院とともに、憲法改正作業およびその議決に参加する。

上院は下院とともに国民会議を形成し、絶対多数決で初代大統領を選出する。大統領候補は、上下両院議員の4分の1の推薦によって立てることができる。

国民の主体的意思によって選ばれる上院は、人権、法の公正、社会・経済生活に関する分野で特に主要な監督機能を果たす。

大統領職は、国家の安定を保ち、上下両院での審議が停止したり政府の危機的状況が長期化したりした場合に決定を行う必要から設置される。大統領の任期は6年とする。大統領は国家および行政府を代表する分野において幅広い権限を持つ。大統領は法案への署名を拒否し、正当な理由づけをした提案を付けて下院での再審議を命じることができる。下院は3分の2の賛成で大統領の拒否を覆すことができる。重要性の高い大統領裁決は外交と国防政策に関する分野での権限を実行する場合を除き、閣僚評議会議長〔首相〕の副署（確認）を必要とする。

大統領は、国家の安全が危機に陥った場合や自然災害の際、3ヵ月間の非常事態宣言を発令することができる。さらに、上下両院の賛成が得られた場合に限り、非常事態期間を3ヵ月間延長することができる。この延長は1回限りとする。非常事態期間中は下院、上院の解散、憲法と選挙法の変更はできないものとする。

大統領は、下院が3ヵ月間内閣を任命できない、あるいは長期的な社会・経済発展計画を可決できない場合、および下院で憲法に定められた大統領特権を脅かすような議決が行われた場合に、下院を解散することができる。大統領は、議会解散後、新議会の選挙を公示する。

裁判官の独立は、全国司法評議会によって守られる。この評議会は、最高裁と行政裁判所と一般裁判所による全体会議から派遣された裁判官が多数を占める形で構成される。評議会は裁判官の任命や昇進について、任命の必要が生じた地区的裁判所全体会議から提出された2名の候補者のうちひとりを、大統領に対して推薦する。裁判官の独立は、法に明記された場合を除いて裁判官を免官することはできず、また本人の意思に反して別の公務に就けることもできないという憲法の規定に基づいて守られる。

国家権力の改革は新しい民主主義秩序を創造する道のりの重要な一步である。この新しい秩序に不可欠な要素は、結社や団体所属の自由、情報の授受の自由、地域自治、学問と教育の改革などである。詳細な合意内容は、各々の小委員会の文書に記されている。

ポーランド国民にいま、国と社会の運命を決める立法府の構成に影響力を行使できるという新しい可能性が生まれた。

「円卓会議」で合意された憲法改正は、後の変化のための条件を整えるものである。その後の変革作業には、社会生活を営む者すべてが取り組まねばならない。

プロニスワフ・ゲレメク（「連帯」一反対陣営）

ヤヌシュ・レイコフスキ（政府連合側）

政治改革委員会での作業には51名の委員と7人の専門家、2人の助手が参加した。

[訳：高橋 初子]



社会経済政策に関する基本的立場

position sur la politique sociale et économique

I 市場経済供給と国民の生活水準の改善

1) 本年の経済政策の最も重要な目標は以下の通りである。

- a) 消費財の市場への供給の質的、量的改善。
- b) 商店での購入条件およびサービス機関のサービスの改善

このために以下の措置が必要である。

i) あらゆる分野における企業活動の促進による供給の拡大。

ii) 国家の歳出の削減。

iii) 経済の供給能力に対する企業と国民の総需要の調整（インフレの影響から国民を守ることを考慮して。第III章を参照）。

2) 本年以降、国内市場に対する財貨とサービスの供給を生産国民所得の成長率と同等ないしそれ以上に維持する。靴、衣料品、基礎的耐久財の供給を大幅に増やす。

3) 軍事産業の一部を消費財および原料製品の生産に転換する。本年中に軍事産業は民生用供給を1,100億ズオチ（1989年1月現在の価格で）以上に拡大する。

4) 総投資額に占める燃料・発電、原材料関連プロジェクトの比率を下げる。

5) 消費財入手に際して現在なお存在する社会的に正当化できない特権を、本年以降段階的に廃止する。

II インフレの抑制と経済の均衡化

今後2～3年以内に中央政府の財政を均衡させる。歳出の実質的削減を可能とするように、行政府、内務省（警察）、国防省の予算を含む国家歳出の厳しい削減措置をとる。赤字企業の倒産および整理によって補助金支出を削減する。本年から始めて、国家財政の赤字をインフレを促進しない

以下の方法によって補填する。

—住宅、土地、商店、生産企業、参加持分（株式その他）などの国家資産の売却ないし賃貸による収入。生産的資産の売却ないし賃貸は社会的統制の下で行われる。

—国债の発行による収入。その購入は、企業および国民の完全な自由意思による。

国家財政を紙幣の乱発によって賄うやり方は1990年以降、法律によって禁止される。すなわち、財政赤字を自動的に銀行信用によって補填してはならない。

信用・預金政策を以下の方法によって健全化する。

—公的セクターと私的セクターの別を問わず、あらゆる経済単位に対して平等な信用・預金政策（金利政策）を適用する。……

1989～90年度の歳入に対する投資額の割合を引き下げる。1990年以降、信用・税金政策の強化と中央財政支出の削減によって投資需要を削減する。同時に生産手段の規制を廃止する。

食糧部門を含む経済の全体を市場原則の基礎上にお置くことが必要不可欠である。それとともに生産手段の独占と規制は廃止され、価格は需要と供給の関係によって形成され、補助金は徐々に削減されて消費者に転嫁される。

食料品と農業経済に対する補助金は、1989年はその実質額が維持される。ただし、食料品の浪費を防止し、その生産の拡大を促進するために、補助金の構造を改める。1990年以降、生計費と農民の生活水準を考慮しつつ、補助金の実質額の漸次の引き下げを実施する。

ますます進行する国民経済の「ドル化」を阻止するため、以下の短期的、長期的措置が必要である。

—国内で生産された財貨とサービスの国内市場での外貨による販売を禁止する。

—小売り市場で外貨による販売を認められてい

る企業の数を制限する。

まず国内における、最終的には全面的なズオチの対外貨交換性を実現するための措置をとる。政府はまたヤミ市場における外貨の交換レートを引き下げる政策をとる。

III インフレに対する生活水準の防衛と経済の均衡化

現在の経済情勢の下では、生計費の上昇に直面する労働者の防衛と経済の均衡化はいさかの遅延も許されない。

インフレの加速化による実質賃金の低下を阻止するための政策は、以下の点を考慮しなければならない。

——労働者の社会保障上の必要。

——市場経済への漸次的移行の必要。

——企業経営陣、自主管理評議会、労働組合の自立性。

——企業および労働者を対象とした労働意欲向上のための行動の可能性。

——部門間、企業間の賃金格差の是正の必要。

以上の理由によって、基本給およびその他の給付について物価スライド制の導入が合意された。この制度は、財貨とサービスの小売価格の上昇率に0.8の係数を掛けた比率で、個々人の賃金・給付を自動的に引き上げることを保証するものである。このスライド制は、利潤に連動する給付、あるいは最低賃金や石炭価格その他に連動して額が決められる給付には適用されない。

現在のインフレの進行速度を考慮して、スライド率の計算は四半期ごと実施される。……

スライド制の最初の適用は本年第2四半期からとする。……

農業生産者の経済的利益の保護のため、基礎的農産物の最低価格を保証する制度を定め、農業生産手段の生産を独占する企業の製品価格を規制する。この措置の範囲と形式（食料生産を市場メカニズムに委ねるという目標と調和した）は農民組合その他の関係組織の代表とともに決定する。農業に課せられる税金、義務的保険料その他の賦課金は農産物価格と関連させて決定する。



社会経済政策委員会の「連帯」側代表W・シェチャコフスキ(中央)

今回決定された物価スライド制は、1989年第4四半期に政府と組合によって再検討され、場合によつては再度の交渉の対象とされる。

IV 労働の安全と雇用のプログラム

A 労働安全政策

国民の生活条件の形成と経済の発展において労働が果たす役割の重要性を考慮して、市場経済体制の下においても政府が労働の安全の責任を引き受けるべきことが強調された。それは、規制の制定とその効果的な施行によって、新たな問題解決方法の提起によって、そして何よりも国際的レベルでの社会的進歩の道を指し示すILO諸条約に定められたプログラムの効果的な具体化と導入によって実現される。労働安全のこのプログラムの実現のために以下の措置が必要である。

1) 1990年以降、運輸通信、電気通信および国民経済にとって決定的な重要性を有する国営企業における超過勤務時間の上限を引き下げる。労働基本法の諸規定の回復や同一の賃金水準を維持する条件の創造に努めなければならない。……

2) 3ヵ月以内に、婦人の夜間労働を段階的に廃止するためのプログラムを作成する。それは、とりわけ1人で子供を育てる(15歳まで)婦人の必要性を考慮し、ILO条約の諸規定を尊重しなければならない。……

3) 個人農業その他の民間セクター企業を含む経済のあらゆる分野において、労働者の健康と生活を守る多面的なプログラムを制定する。国はそのための条件を作り、健康に有害な労働条件を企業が組織的に除去するよう不斷に監視する。……

B 雇用政策

完全雇用の原則が尊重される。これは、適切な数の雇用先の創出を促進することに重点が置かれるべきことを意味する。これは、国家がある一定の場所である一定の職種において国民に職を保証しなければならないという意味ではありえない。経済メカニズムの改革とその結果としての効率の上昇によって労働市場における調整の過程が進行するだろう。……

企業の整理と労働者の大量解雇に際しては、労働者に再訓練の機会を与えるなければならない。企業の整理と人員削減に起因する大量解雇を規制する法律の制定が不可欠である。……

V 新しい経済秩序

新しい経済秩序の形成につながる改革は、とりわけ以下を含まなければならない。

——自主管理と労働者参加の拡大。

——所有構造の自由な形成。

——市場関係と競争の展開。

——中央集権的、命令的な制度の廃止。中央計画経済は経済的手段を通じた国家的規模の政治経済に限定する。

——企業に対する統一的な金融政策。

——専門的能力に基づく企業経営幹部の選任。

この方向に沿った行動が強化され、これら諸原則に反する政策は廃止される。……

A 自主管理の諸原則の強化は以下を要求する。

1) 自主管理評議会の諸権限に対し1981年以降に



四月十七日にスポーツマンを辞めてラジオ・テレビ委員会委員長に就任したエジ・ウルバンを描いた戯画

導入された直接間接の制限(とりわけ、労働条件と企業長の報酬を企業長が任命する組織が決定するという条項)の廃止。

2) 収入を分配する自主管理評議会の権利には、粗生産額のうち企業の処理に委ねられる部分の比率を決定する権利が含まれることを明確にする法律の制定。……

B 所有の多元的構造の形成を促進する条件の創出のためには以下が必要である。

将来の経済発展のために所有の多元的構造の永続性を憲法によって保証する。……

国会は国有企業ないしその多数株持分の私的セクターへの売却の基本規則を定める。

企業が私有会社ないし労働者参加会社ないし株式会社に転換される場合、あるいは賃貸される場合、その決定に先立って従業員の全員投票による自主管理評議会の同意、および国有財産基金の承認とその条件への適合が必要である。……

株式を労働者が保有する会社、および株式の発行と売却に関する法的基礎を整備する。……

利益を上げない企業を廃止する。政府は国会に



円卓会議最終会議に臨む「連帯」代表団

対し、経済単位の経営状態の評価とその整備に関する法律を改めて、経済的基準を強化し、手続期間を短縮するよう、緊急の措置を要請する。

C 競争の促進と労働意欲の向上には以下が必要である。

組織の形成や競争市場の創出に対する障害を除去する。「下から」始めて市場プロセスを促進する。すなわち、新しい企業体の大量の形成、既存企業の分離と統合、赤字企業体の廃止、などである。独占企業組織の効果的な解体を促進するためには、現在から1990年末までに、a) 厳しい反独占法の制定、b) 政府から独立した反独占組織の設置、c) 既存の企業連合の内部での企業の自立性拡大のための措置、などを実施する。

企業の内部問題および経済単位相互の関係に対する政府の介入を減らす。政府の介入は、商品と貨幣の流通、労働条件や自然環境、健康の保護、独占的な組織および行為の抑制、など必要最低限に限定する。……

商品の規制、価格や外国為替相場、利子率の形成に対する政府規制を廃止する。ただし、反独占

の分野での規制は続ける。……

企業と中央予算、地方予算、あるいは予算外基金との間の課税と助成の制度を簡素化し、安定的にする。

1991年初めまでに株式市場を設立する。……

マスメディアおよび中央統計局の刊行物が発表する統計資料を多様化、豊富化する。

以上に加え、反対派と「連帯」側は、中央統計局を国会の下に置くべきこと、また外国貿易や国家予算、予算外基金に関する統計資料、および国防省と内務省の職務と俸給に関する資料を広く公表すべきことを主張した。

D 企業幹部選任の適切な仕組みを保証するために、以下の諸原則が遵守されるべきである。

企業長をはじめとする企業の幹部人事政策に関する決定はすべて、法律によって定められた機関のみが取り扱う。とくに、企業長には幹部選任の現実的自由が保証されるべきである。ただし、助役と出納長の任命にあたっては自主管理評議会の法に基づく参加を考慮すべきである。政治的、社会的諸組織によるいかなる類の勧告、意見その

他は、この選択の自由を制限するものであってはならず、いかなる法的強制力も持たない。……

企業長の任命はもっぱら公募方式によって行われる。……

企業長が自主管理評議会によって任命される企業では、大臣（将来は国有財産を管理する機関）はこれに異議を申し立てる権利を有する。……

VII 対外債務問題の克服

円卓会議参加者の共通の目的の1つは、国民経済を再建し、その世界経済とのつながりを一層緊密化することである。今日、高水準の対外債務の返済比率が経済発展に対するブレーキとなっている。それは、外国からの供給や投資財の輸入を妨げ、競争を制限している。

今後は輸出促進の経済政策が強化され、新しい経済秩序によって輸出入の構造が合理化されるだろう。

ポーランドの外国パートナーに対しては、わが国の国民生活のあらゆる分野で進行中の転換を理解し、これに具体的な援助を与えてくれるよう期待したい。この変化のプロセスは、とりわけ次のことによって促進される。

——外国の債権者が、債務支払の繰延べ方法と金利水準がポーランド経済の回復ベースと密接に関連していることを理解する。

——ポーランドの債務問題の解決のために、巨額の債務を抱える他の諸国に対してしばしば適用される負担の軽減と優遇の措置が考慮されるべきである。

——西側諸国との正常な財政的、金融的関係を再建し、貿易関係を拡大する。……

西側との金融的諸関係の正常化にあたっては、IMFの調整プログラムないし国際的な金融機構と合意された他の何らかのプログラムが基礎となる。これらプログラムは、国民1人あたりの消費水準の低下をもたらしてはならず、逆に年率約2%の消費の拡大を保証すべきである。

ソ連に対するポーランドの債務も深刻な問題である。債務返済の1995年までの繰延べを求めてソ連当局と交渉を続けることが望ましい。

ポーランドの債務問題の解決は、ヨーロッパ全体の繁栄と安定のための条件の1つである。西ヨーロッパの著名な人々が提起する構想と政策をわれわれは、ポーランドとE C諸国、それにスカンジナビア諸国を含むヨーロッパ大陸のすべての諸国間の全面的な協力関係の発展に対する期待の現われであると考える。

円卓会議で合意されたプログラムの実行は、債務問題の克服のための国際的舞台での共同行動の開始と、世界経済におけるポーランドの役割と地位の向上を可能とするだろう。

円卓会議経済社会政策委員会は、工業、農業、環境、住宅政策、保健、科学・教育・技術進歩の各委員会で討議された諸取決め（部分的に経済問題に関する）を、この基本的立場に関する文書と同等の重要性をもつ文書として、検討、採択した。……

鉱業に関しては、本委員会はその構造と組織の抜本的な再編成プログラムの作成が絶対に必要であると判断する。……

技術的、経済的な事情が許す限りにおいて、鉱業は独立した企業としての地位を与えられ、法人格を認められるべきである。組織の位階制を廃止し、構造を簡素化することが必要である。……一定量の石炭採掘の保証が国民経済にとって有する意味の重要性と、企業がこの原則に適合することの必要性を考慮して、鉱業の再編成の方法とテンポの問題は、円卓会議交渉終了後に政府と組合によって最終的に合意されるべきものとされた。……

経済社会政策委員会は、1989年4月5日、以上の文書を採択した。

共同議長

政府側代表 ヴワディスワフ・バカ

「連帯」代表 ヴィトルド・チシェチャコフスキ

[訳：水谷 駿]

労働組合複数制に関する基本的立場

position au sujet du pluralisme syndical

労働組合複数制の実現を可能とする条件の形成は、円卓会議での討論と決定のための根本的問題をなしていた。

この任務を委託された労働組合複数制委員会の作業の基礎にあったのは、労働者ならびに農民による組合結成と団結の自由に対する現在の制限を撤廃する必要があるという共通の信念であった。

これは、世界人権宣言およびILO条約にうたわれ、1980年の協定に盛り込まれた考えを実現することを意味する。

一方においてとりわけ1988年5月と8月の抗議行動によって示された独立自治労組「連帯」の合法化を求める社会の願望と、他方においてポーランド統一労働者党中央委員会総会が度々にわたって示した政治的立場は、労働組合複数制の実現のための前提を作り出した。労働組合複数制の導入は国民和解の条件をもたらし、この問題をめぐる対立に終止符を打ち、さらにはわが国の民主的変革に役立つ。

もし組合複数制を求める社会の願望に反対するのであれば、そうした人々は根本的な経済改革と国家の民主的再建を全面的に支持する一方で、職場レベルで個人のイニシアチブにより大きな責任分担の機会を拡大すると同時に、労働者の利益をより効果的に防衛し、ポーランドの社会と経済の発展を促進するような別の手段を考え出さなければならない。

労働組合複数制の実現は円卓会議参加者が設定した条件の枠内で実現されるだろう。円卓会議はわが国の公的活動への市民のいっそう広範な参加の基礎を作った。変化したこうした環境は、労働組合が規約にもとづく自らの任務に専念できるよう労働組合の性格と活動に反映される必要がある。

労働組合複数制の導入に伴う諸困難を理解している本委員会は、労働組合運動の全潮流が要求の通り上げに熱中したり対決原理に基づく関係を作

り出したりすることなく、相互に競争し合いながらそれぞれの独自性を発展させる一方、進んであらゆるレベルでの相互協力に応じる意志を示すよう期待する。この考えは、とりわけ企業管理者に対する労働者の集団的利益を労働組合が共同の代表を通じてさまざまな形で代表するという委員会作成の文書の内容の中に示された。

社会の利益は社会・経済生活の安定の中にあり、労働組合複数制はそれを支持しなければならない。

ストライキがあくまでも最後の手段になるように、紛争を事前に防止し、その積極的な解決に努力することがわが国の深刻な経済情勢によって要請されている。

労働組合複数制の再導入に関する協定への全参加者は、複数制が永続的な現象となって支障なく発展するようその責任を引き受ける。

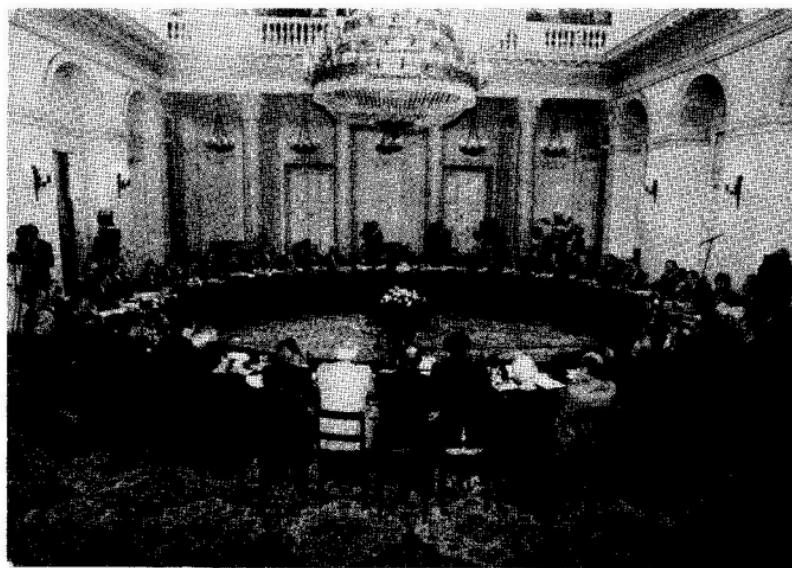
委員会参加者は、建設的な協定の締結を望む強い願望にもとづいてこれらの諸原則が協調的雰囲気の中でねり上げられたという点を強調するものである。

一方における労働者と労働組合の諸権利の尊重と、他方における民族の利害の尊重こそ、今日の情勢の要請である。いまわれわれはポーランドの生活の新しい章を開くことができるようになった。

以上の確認に基づいて次の点が決定された。

1 自らの評価に基づいて労働者が労働組合を組織する権利を保証し、とりわけ独立自治労組「連帯」とその他の労働組合諸潮流の合法的な活動の可能性を保証する目的で、1982年10月8日の労働組合に関する法を次の点で早急に改正する必要があることを確認する。

—— ILO条約、とりわけ87号条約、98号条約、151号条約にもとづく労働者自身による全国的な労働組合結成の自由とその登録の自由、支部、地域単位（異種産業横断的構造）の原理にもとづく組織構造を組織する自由。



——企業管理組織や自主管理機関に対する労働者の集団的、個人的权利を代表する問題における企業内の労働組合諸組織間の協力の原則の明確化。
——すべての労働組合の平等、とりわけ過半数の企業で最も広範な層を代表している労働組合諸組織に平等な権利が与えられること。

本委員会が作成し、承認した労働組合法のいわゆる「若干の改正」計画は付属文書第1号を構成する。

2 同じ理由から、とりわけ自営農民「連帶」の合法的行動を可能にするために、農村における組合複数制の原則を実現するという観点から自営農民組合に関する別の法律を作成することが必要であると確認された。この法の条文にもとづいて活動する組合は、農民の利益保護のための法律が自営農民諸組織に認めているのと同じ権利と義務を有する。本委員会が作成し、承認した自営農民組合に関する法律案は付属文書第2号を構成する。

3 1981年12月13日の後に労働組合への所属やその活動を理由に解雇された労働者の復職を保証する目的で、そしてまた解雇によって職が中断していた労働者の先任権を再確立するために、特別法

が公布される。この法に従って、これら労働者は1989年10月30日以降その熟練と職歴にもとづく再雇用を求めて企業に応募することができる。企業は当該の労働者を雇用しなければならないが、もし企業が拒否した場合、当事者は特別に設置される社会委員会に訴えることができる。調停と決定の権限をもつこの委員会は、企業代表、労働者が選んだ組合代表、独立の委員長の3者によって構成される。この委員会は、労働者の再雇用および企業内での権利と状況について決定を下すものである。その最終評決は、実際に労働協約にとって代わる。

教員や研究者もこの委員会に訴えることができる。

組合への所属を理由に解雇された労働者に代わって雇われた別の労働者の問題は、再雇用労働者の権利に関するこの法案の諸原則の精神のとつて権限ある機関によって解決されなければならない。

12月13日の後に組合活動または職場放棄を理由に解雇されたすべての労働者は、現在かつての企業に再雇用されているか別の職に就いているかに

関わりなく、先任権を有するとみなされる。

再雇用労働者の権利に関する法案は付属文書第3号を構成する。政府案は当事者の合意にもとづいて作成され、1989年4月30日からの国会の審議にかけられる。

4 労働組合の資産に関して、本委員会は、労働組合相互間の紛争および労働組合と国家の経済機関／地方行政機関との紛争を回避する必要性を考慮して、複数制の条件下での労働組合の活動の開始と継続のための物質的条件を創出するという決定を受け入れた。この決定は、この分野における現行法の状態や現実を考慮する。これまで留保されてきた旗や標識などの労働組合の象徴を復活することが決定された。地方行政機関は、農民組合をも含めて労働組合活動を開始しようとしている異種産業間組合組織構造のために地方事務所の取得を可能とする措置を取ることになる。この問題に関する本委員会の決定は付属文書第3号を構成する。

5 1989年2月24日の農村社会基金法の施行との関係で以下の点が決定された。

A 市町村レベルで基金を活用できるように、自営農民組合に関する法案（第8条）において、農民のすべての社会・職業組織や農民「連帯」その他の組合の平等の原則が保証される。

B 中央基金の分配は、自営農民の諸組織と諸組合の複数制と平等の精神に基づいて調整される。受給者は、全国を代表できる社会・職業組織の代表と組合の代表からなる協議会によって認定されなければならない。

1989年2月24日農村社会基金法（第10号第56条）は前述の規定を実現するために改正されなければならない。国会の現在の会期で審議できるよう、当事者の合意にもとづく政府の改正案を早急に作成することが提案された。

6 異なる諸集団やストライキの権利、労働組合を組織する権利に関する規定をはじめとする労働組合法の改正作業の再開。

「連帯」の代表は、第1項で言及された労働組合法の「若干の改正」には、国防省と内務省の管理下にある企業労働者および行政機関、裁判所、経済調停機関、国家の統制機関の労働者の労働組



合結成権を定めた現行法第15条および17条を含める必要があるとみなしている。O P Z Zの代表は、労働争議行為の手順の簡素化およびストライキ権の拡大に関する上記の法律の第5条を手直しして第1項に言う労働組合法の「若干の改正」に盛り込むことが必要だとみなしている。

政府側によれば、経済の均衡とインフレの克服を目指す努力は物価—所得連動政策に関する協定を必要とし、その協定のための諸原則はこれから交渉の議題となる。

この目的のために、物価と所得の問題に関する合同委員会の設置が提案された。

この委員会には、政府代表、各組合の代表、自主管理評議会の代表、さらに農民、定年退職者や年金生活者、その他の社会集団の諸組織の代表が参加しなければならない。

政府側アレクサンドル・クワシニエフスキ

「連帯」側タデウシュ・マゾヴィエツキ

官製労組側ロムアルド・ソスノフスキ

および委員33名

〔訳：湯川 順夫〕

閉会にあたって——協議委員会の設置

postanowienia końcowe

「円卓会議」参加者は、会議での決定事項を具体化させ、それが適正な国家機構として定着するよう方向づけるため、連帯して事にあたる意思を表明する。

両陣営はまた、各委員会および小委員会での討議過程でなされた決定、採択された文書に記された決定を尊重する義務を負う。

両陣営は、この協約に定められた諸事項のうちで政府の権限に関するものについて、政府が可能な限りすみやかにその実施の日程表を作成するよう希望する。

合意に達しなかった問題点は、現行の、および新設される国家機関の活動の中で、「円卓会議」参加者たちによってさらに検討されることになろう。

「円卓会議」に参加した両陣営は、「協議委員会」の設立を決定した。これは、「円卓会議」に参加した諸勢力の代表およびその他関係各界からの代表によって構成される。

協議委員会の任務は次のようになる予定である。

——「円卓会議」での決定の実施状況の評価。

——重要と認められた問題を検討し、共同で解決策を追求する。

——対立状況が生じた場合には仲裁の機能を果たす。

協議委員会の内部には経済問題に関する委員会を設置し、必要に応じて他の委員会も設ける。

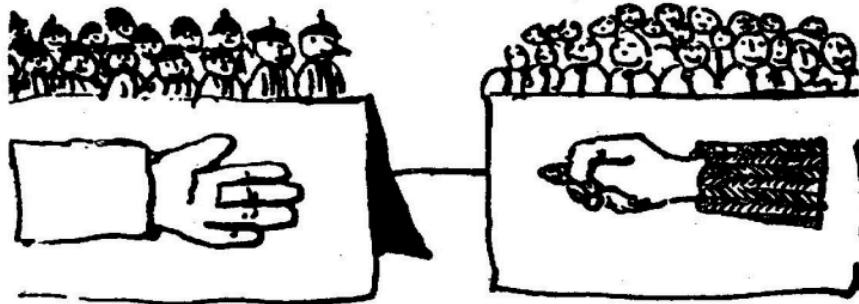
協議委員会はその機能を果たすために必要な情報を得る権利を持ち、また自由に世論に情報を伝えることができる。

ワルシャワ 1989年4月5日

付属文書

- 1 法と司法改革に関する小委員会の会議議事録
- 2 マスメディアに関する小委員会の作業報告書
- 3 地域自治に関する作業グループの最終文書
- 4 結社に関する作業グループの最終文書
- 5 教育、高等教育、学問、技術発展に関する小委員会の決定
- 6 青少年に関する小委員会の立場
- 7 住宅政策に関する小委員会の立場
- 8 農業問題に関する小委員会の、農村の社会問題に関する立場、およびその他の文書
- 9 鉱業に関する小委員会の作業の議事録
- 10 保健に関する小委員会の最終文書
- 11 エコロジーに関する小委員会の文書

〔訳：高橋 初子〕



力の論理 論理の力

円卓会議最終会議でのワレサ委員長の演説

The Round Table Speech by Lech Wałęsa
Uncensored Poland News Bulletin, No.6/89, 15 April 1989

「連帯」なくして自由なし——私はこの真実に基づいて円卓会議に参加した。この会議の冒頭演説で私は、わが祖国が破滅の淵に立ち、労働者が苦しい生活に直面している事実について語った。そしてこの事態の責任を負うべきは何かの妖怪ではなく、われわれとは無関係に成立した現体制であることもその時に明らかにした。円卓会議でわれわれはこの体制側の人々と話をし、彼らもまたこの事実を自覚していることを確信した。われわれとの対話を開始し、われわれの声明を検閲を通して、彼らはこの体制を根本的に変更する用意のあるところを示したのである。この体制の基本が独占にあることは、これまで何度も指摘してきたところである。対話という事実はそれ自体この独占を破るものである。

厳しい状況を前にして

わが祖国の最も重要な問題をめぐる9週間の対話は、われわれが現に直面している厳しい状況の下では、両陣営の間での何らかの取引などはありえず、ポーランドに対する責任を自覚するすべての人間が引き受けるべき巨大な危険をめぐる真剣な交渉こそが必要であるという、われわれのかねてからの確信を改めて想起させた。われわれボーランド国民は、対等な同盟者を持った確固とした独立の主権国家を平和的に建設できるのか、それともデマゴギーの泥沼の中に、つまり誰も勝者たりえない内乱の中に沈みこもうとしているのかが問われている。

いま独立ボーランドについて語りながら、私は円卓会議で合意された政治協定の一節をここで引用したい。これまで地下新聞においてのみ読むこ

とのできた言葉をいま政府当局とともに書き記すことができるという事が、希望を抱かせる。そこには不安もある——協定は美しい言葉にすぎないのではないだろうか？

このような不安はまったく当然である。われわれはこの円卓会議に、監獄の中から、警察機動隊のこん棒の下をくぐり抜けて、「連帯」のために血を流した人たちの生き生きとした記憶をしのばせながらやってきたのだ。同じことが、うしろに幻滅と暴力と国民の絶望感を隠した数々の美しい言葉に飾られた過去45年間の歴史の中で何度も繰り返されてきた。われわれが円卓会議のすべての委員会において、「連帯」や「農民連帯」、独立学生組合などの合法化をはじめ、ただちに実行可能な具体的な決定を求めたのもまさにこのゆえにであった。この要求は、政府側によって受け入れられた。これによってわれわれは民主主義的変革の道に踏み出すための必要最小限を達成した。

広範囲な民主化のメカニズム

交渉の過程で、改革のテンポと政治的決定に関する見解の相違が明らかになった。われわれの考えでは、可能なかぎり広範囲な民主化のメカニズムの導入が決定的に重要であり、それは、司法制度とマスメディア、それに地方自治に関するいま直ちの決定によって可能となる。中央政府機構の改革はあとで構わないと考えられた。政府側は、中央政府に関する問題を異なった視点から考え、新しい議会によって国民生活の他の領域における改革を実現できると主張した。われわれは両者の見解を組み合わせることに合意した。

われわれは第二院、すなわち上院の自由選挙を勝ち取った。同時にわれわれは、民主主義に対す

る制限はすべて今回限りものであって、次回の選挙は完全に民主主義的でなければならないというわれわれの希望を表明した。政府側も同趣旨のことを宣言した。円卓会議の諸委員会のすべてにおいて、われわれの提案は一部が受け入れられ、実行が約束された。その実施が延期されたものもある。少なからざる重要性をもった提案の一部が「対立点に関する文書」に記録された。その中で最も重要なのは、ノメンクラトゥラの廃止の要求である。

当局側が徐々に、いやいやながらこの道に乗り出そうとしていることは知っている。この問題に関しては抜本的な措置が必要だと確信する。問題は、誰かから地位を剥奪することではない。もっぱら専門的能力と倫理的基準に基づいて地位に任命することである。ノメンクラトゥラ制度の廃止その他、政治や社会、経済的多元主義、法、司法制度、地方自治などの分野におけるわれわれの提案のすべてを実現することが、ポーランドにおける民主主義的な秩序の建設のための不可欠の条件である。

すべては社会の力と知恵にかかっている

このような秩序の建設は、社会の活性化の程度と、独立自治労働組合「連帯」や「農民連帯」、独立学生組合、その他すべての組織、団体の力と知恵にかかっている。それはまた、来るべき選挙によって作り出されるチャンスをポーランド社会がいかにしてつかみ取るかにかかっている。行政機関を統制し、新憲法その他の法律の制定に影響を及ぼすことのできる十分に強力で影響力ある代表を上下両院に送り込めるか否かは、あげてわれわれ市民にかかっている。

「連帯」はつねに、市民が祖国の運命に対して責任を負うべきことを主張してきた。この観点に立ってわれわれは、反対派の政治集団や社会的な諸組織とも協議し、祖国の救済について共に考えてきたのである。しかし、ここで言っておかなければならぬのが、今日私がその代表として発言している人々にとっては、自由はパンを伴わなければならないのだ。われわれが政治的構造の変革に



「プロツツフフで兵役カードを焼いて抗議する
「自由と平和」活動家、一九八八年七月」

取り組むのは、私のレーニン造船所やその他何千という工場、製鉄所、鉱山が祖国のために役立ち、労働者や農民、知識人、年金生活者たちが尊厳をもって、貧窮の不安から解放されて生きられるようになるためである。まともな生活を送りたい。そのため改革が必要なのだ。

「連帯」はその創立以来、経済の根本的な建て直し、市場メカニズム、企業の独立、労働者自主管理、各種所有形態の権利の平等などを支持してきた。経済の再建にはもっと早くとりかかるべきであった。われわれは失われた時間を悔やむ。しかしながらわれわれは、労働組合として、祖国の運命に対する責任感によって導かれつつも、経済の再編成がすでに極度に悪化している国民の生活条件を絶対にこれ以上悪化させてはならないと考える。まさにこのゆえにこそわれわれは、政府機関や軍、抑圧機関の経費の最大限の削減を支持する。われわれが賃金の物価スライド制を、すなわち物価上昇に対応した自動的な賃上げの制度を求めて闘うのもまさにこのためである。急騰するインフレの果てしない不安の中で生きることはできない。不安は絶望を育み、その帰結は推し測るべ

くもない。円卓会議でわれわれは、病んだ経済の治療の方法を探すと同時に、われわれの家族の生活の防衛を要求した。ポーランド人は祖国のために犠牲を払う用意がある。しかし犠牲にも限度がある。

民主主義と自由ポーランドへの道

円卓会議が期待のすべてを達成しえなかつたことはわかっている。それは不可能なことなのだ。

しかし、強調されるべきは、われわれが初めて、力の論理ではなく、論理の力を使ってお互に話し合つたことである。これは、善であり、将来の吉兆である。円卓会議交渉は民主主義と自由なポーランドへの道の始まりとなることができる。われわれは未来を、大胆に、かつ希望をもつて展望する。グダンスクの〔1970年事件〕記念碑に刻まれたこの言葉を信じるからである。「神は民に力を与え、民のために平和を祝福したまう」。

〔訳：水谷 聰〕

全力をあげて選挙戦を闘おう

「連帯」全国執行委員会の決議

Resolution de la Commission Nationale Executrice du NSZZ Solidarnosc
Solidarnosc, Bulletin d' Information, no.215, 26. 04. 89

独立自治労働組合「連帯」全国執行委員会は、6月の上下両院選挙を前にして徹底した討論を行い、以下の立場を採択した。

1 民主主義を拡大するこの機会を最大限に活用することがきわめて重要である。この選挙はいまだ完全に民主主義的とは言えないにせよ、選挙期間中「連帯」が合法的に政治生活に参加できることを、「連帯」の全組織、全組合員が認識しなければならない。

2 「連帯」全国執行委員会は、委員長付属市民委員会に対して、「連帯」市民委員会として選挙運動を指揮するよう要請する。全国執行委員会はまた、「連帯」の各地方組織に対して、「農民連帯」と協力して各県、各地方に「連帯」市民委員会を組織するよう勧告する。この委員会の任務は、その地方の立候補者名簿を作成し、代表を選挙管理委員会に派遣し、かつ選挙運動を推進することである。全国執行委員会は、「連帯」市民委員会が各地方の候補者リストに基づいて、すべての選挙区の候補者名を集約した全国候補者名簿を作成することを期待する。「連帯」とその委員長はこの候補者名簿に全面的な支持を与える。

3 この候補者名簿には、さまざまな社会的環境とさまざまな政治的傾向を代表し、かつポーランドの労働界の運命と祖国の運命に責任を持つとする「連帯」の伝統を引き継ぐ人々が含まれることを期待する。わが組合の活動家が候補者となることも期待したい。

4 われわれは、選挙があまりにも早く実施され、したがって「連帯」市民委員会が巨大な困難に直面するだろうことを認識している。われわれは社会の巨大な活力に期待をかける。さらに、青年と学生の諸組織、とくに独立学生組合（NZS）が選挙運動とその準備に積極的に参加してくれるこことを期待する。作家、画家、地下新聞関係者をはじめとするジャーナリスト、彫刻家、それに科学界の人々に対しても、選挙運動に献身的に参加するよう呼びかける。

1989年4月7日 ワルシャワ

〔訳：水谷 聰〕

独立自治労働組合「連帶」登録申請

Application for Registration
News Solidarnosc, No.132, 1~15 April 1989

ワルシャワ地方裁判所民事第1部宛

独立自治労働組合「連帶」登録委員会は、以下をその構成員とし、

B・ボルセヴィチ (グダンスク)、Z・ブヤク (ワルシャワ)、A・ツェリンスキ (ワルシャワ)、J・ドウジニエフスキ (ウッチ)、W・フラシニュク (ヴロツワフ)、B・ゲレメク (ワルシャワ)、M・ギル (ノヴァワタ)、S・ヘイマノフスキ (ゴジュフ)、S・ユルチャク (クラクフ)、J・カチンスキ (ワルシャワ)、L・カチンスキ (グダンスク)、A・コスマルスキ (レグニツア)、P・コトラルスキ (コニン)、L・クラスルスキ (エルブロンク)、W・クルル (ラドム)、M・クシャクレフスキ (カトヴィツェ)、J・クーロン (ワルシャワ)、M・クフィアトコフスキ (ピアワポトラスカ)、B・リス (グダンスク)、W・リヴァク (スタロヴァウォラ)、S・マルチク (ビアヴィストク)、J・マルキエヴィチ (ビオトルクフトリップ)、T・マゾヴィエツキ (ワルシャワ)、J・メルケル (グダンスク)、A・ミフニク (ワルシャワ)、B・ミクシ (ヘウム)、A・ミルチャノフスキ (シチェン)、J・モシンスキ (カリシュ)、E・ムラー (スウプスク)、J・ニジョウカ (シェドルツェ)、J・オニシケヴィチ (ワルシャワ)、J・オジエウ (ポフニア)、J・パウビツキ (ポズナン)、A・ビエチシク (カトヴィツェ)、A・ブシゴジンスキ (チェンストホワ)、E・ラジェヴィチ (シチェン)、Z・ロマシェフスキ (ワルシャワ)、T・サク (コシャーリン)、G・スタニシェフスキ (ビエルスコ)、J・スタノフスキ (オボレ)、A・スタヴィコフスキ (トルン)、A・ステルマホフスキ (ワルシャワ)、J・ステピエン (キエルツェ)、E・シュワイキエヴィチ (グダンスク)、A・トカルチューク (ビドゴシチ)、J・トカルチューク (ブオツ

ク)、W・チエチャコフスキ (ワルシャワ)、L・フレサ (グダンスク)、S・ヴェングラシュ (ルブリン)、A・ヴィエロヴェイスキ (ワルシャワ)、H・ヴエツ (ワルシャワ)、J・ズドラダ (クラクフ)、H・ジェプロフスキ (ズドンスカヴォラ)

1982年10月8日労働組合法1989年4月7日改正法第1、10、11、18の各条に基づき、かつボーランド憲法第1、2、3、4の各条および1956年にボーランドが批准したILO第87号条約に基づき、独立自治労働組合「連帶」の登録を申請する。

円卓会議と国会の1989年4月7日の決定が、ボーランドにおける労働組合複数制度の導入と独立自治労働組合「連帶」の再建のための法的基盤を作り出した。

独立自治労働組合「連帶」は、1980年夏のスタイルイキの過程で表明された労働者の意志に基づいて結成された。政府当局は1980年8月の諸協定に従って、労働者が自ら選択する労働組合を結成する権利を承認した。1980年10月10日、独立自治労働組合「連帶」が登録された。1981年12月13日の戦争状態の宣言により、組合活動は停止され、その後、新労働組合法の制定により独立自治労働組合「連帶」の登録は抹消された。しかし、独立自治労働組合「連帶」は存在を続けた。

現在、円卓会議の結果として、独立自治労働組合「連帶」の新たな登録を可能とする条件が作り出された。以上を考慮して、われわれはこの申請を提出する。

1989年4月13日

独立自治労働組合「連帶」登録委員会

〔訳：水谷 輝〕

【2頁から続く】

スクで記者会見、円卓会議の会期は4月3日以降に延長される必要があろうと語る。●チェコの反体制作家ヴァツラフ・ハーヴェルの釈放を求め、ボーランド各地で集会やハンスト、チェコ大使館への署名提出などが続いている。●ボズナンで、クレンビッチ原子力発電所建設に反対する30分間のデモ。●政府は4月1日以降の航空運賃の値上げ(国際線25%、国内線50%)を発表。

3月24日 国営PAP通信、カティン事件犠牲者の遺族らがカティン協会を設立と伝える。

3月25日 第2次大戦中のロンドン亡命政府系抵抗組織AK(国内軍)の元兵士たちが協会を設立、法的登録を申請中という。

3月28日 ベルギーのマルテンス首相、4日間の予定でボーランド訪問。●『ジシェ・ワルシャヴィ』は26日のソ連人民代議員選挙の結果を好意的に伝え、エリツィン候補の圧勝に満足の意を表す。

3月29日 ワレサ、キシチャク内相、円卓会議各委員会議長、教会関係者らが10時間におよぶ会談、円卓会議最終総会を4月5日に開くことで合意。

3月30日 円卓会議の経済・社会政策委員会が会合。●円卓会議の労働組合問題委員会が会合、戒厳令布告後に労組活動を理由に解雇された労働者の問題を討議。「連帯」は彼らの復権を求めていたが、この日新たに、解雇された労働者の訴えを聞く「調停委員会」設置を提案。調停手続きや権限の詳細は法律家により検討されることに。●政治改革委員会が会合、円卓会議終了後に活動する「協議委員会」の形態、任務、権限を話し合う。

3月31日 党中央委総会、円卓会議での現時点までの合意事項を承認。

4月1日 円卓会議の経済・社会政策委員会が会合。●ワルシャワ大学で反対派知識人約1000人が参加して独立文化フォーラムが開催される。

4月2日 ボズナンで「闇う連帯」主催の大規模なデモに警察が介入。●ゴジュフ・ヴィエルコポルスキでクレンビッチ原発建設反対デモ。●ガソリンが30%値上げ。

4月3日 公認労組OPZZ、「連帯」、政府が円卓会議に関する声明を発表。●キシチャク-ワレサ会談。

4月4日 キシチャク-ワレサ再会談。●円卓会議の経済・社会政策委員会、「経済・社会政策および制度改革に関する基本的立場」を採択して終了(本誌9頁参照)。6つの章のうち、貨金物価スライド制を扱った章にはOPZZの賛成が得られず。●円卓会議の政治改革委員会が終了。合意書草案が討議された。●教

会-政府合同委員会が会合、バルチコフスキ国家評議会副議長とマハルスキ枢機卿が、国家-教会関係法案に仮調印。戦後初めて教会が合法化されることに。●3月31日から続いている農民代表と関係各省代表との話し合いで、個人農問題解決のための方法を定めた議定書が調印される。●A・ワイダ監督、カティン事件のドキュメンタリー映画を製作すると発表。

4月5日 円卓会議は最終全体会議を開き、政治改革、社会・経済政策、労働組合の3分野の合意に調印して閉幕(コミュニケーションと合意文書は本誌3頁以下)。●西独政府、15日以降ボーランド人へのビザ発給を厳しくする決定。●ワレサ記者会見、「連帯」は労働組合としてとまるが、新たに「連帯」内からより政治的なグループや組織が生まれる可能性もあると示唆。●ドンブロフスキ大司教、「円卓会議は歴史的出来事」と語る。教会は終始オブザーバーとして会議に参加し、討議内容には口出ししなかった。

4月6日 ワレサ記者会見、自身は国会選挙出馬はしないと述べるとともに、ボーランドの改革への理解を得るためにソ連を訪問したいとの意向を表明。

4月7日 国会、円卓会議で合意された憲法改正、下院・上院選挙法、結社法、労働組合法修正、個人農組合法、労働法修正を可決。

4月8日 ワレサ主導の市民委員会が会合。この後オニシケヴィチ「連帯」スポーツマンは、「連帯」自体としては候補者を立てることはしないが、市民委員会に候補者リストを作成してもらい、それらの候補の選挙運動を支援すると語る。

4月9日 グダンスクで「闇う連帯」系の若者約200人がワレサと円卓会議への非難と選挙ポイコットを叫んでデモ。●PAP通信、明日からパン値上げと発表。

4月10日 農民の抗議行動が49県中32県に広がる。これは国による上地税と社会保障料の値上げ発表、さらに銀行ローンや各種農業機材、消費料などのコスト上昇などが引き金となっており、農民たちはそれに見合っただけ農産物価格を上げよう要求、納稅拒否や生産物の公営機関への引き渡し拒否等の戦術を取っている。●ボーランド社会党民主革命派(PPS-RD)と「闇う連帯」、選挙ポイコットを呼びかけ。●クラクフで旧AKB兵士協会の法的登録が認められる。●PLONのアラファト議長ボーランド訪問。

4月12日 「連帯」顧問A・ミニニクはイタリアを訪問中。イタリア社会党のクラクシ党首と会見した他、ローマ法王にも謁見。●国会選挙に候補者を立てるた

めの市民委員会が各地で結成され始める。

4月13日 「連帯」、再合法化をワルシャワ地裁に申請。上下両院選挙第1回投票が6月4日、第2回が6月18日と決まる。選挙区の地域割り、定員数などは4月25日までに発表の予定。●ワレサ、記者会見で「各方面から要請を受け、最高位の公職への立候補も考慮中」と語る。

4月14日 前日のワレサの発言について「連帯」スポーツマンのオニシケヴィチは「将来においてワレサが最高位公職に立候補する可能性を否定することはできないが、今年立候補することはない」との声明を発表。●ルブリンで独立ポーランド連盟（KPN）メンバー30人が選挙への参加を叫んでデモ、警察が介入。

4月15日 チレク政治局員兼国会外交委員会議長、ローマでローマ法王に謁見、ヤルゼルスキ第一書記からのメッセージを渡す。

4月17日 ワルシャワ地裁で「連帯」登録が認可される。「連帯」は7年ぶりに合法化された。●政府は農産物の農民からの買い上げ価格への規制を撤廃、買い上げ最低価格は34%アップされた。消費者への販売価格は当面据え置き。●ブッシュ米大統領、対ポーランド開税措置の緩和、民間投資の認可、ポーランドの对外債務返済問題での協力などの経済支援措置を取ると発表。●ウルバンが政府スポーツマンをやめてラジオ・テレビ委員会委員長に就任すると発表される。

4月18日 ヤルゼルスキ議長とワレサ委員長が1981年11月以来7年半ぶりに会談。●円卓会議で設置の決まった協議委員会が初会合、ワレサとキシチャクが共同で議長を務め、2つの常設委員会と仲裁委員会を任命。●「農民連帯」がワルシャワ地裁に登録申請。●ワルシャワのボウォンスキ墓地にあるカティン事件記念碑

の銘文書き換え。これまで事件はナチスの仕業と記されていましたが、新しい碑文は誰も非難しない内容に。●ミッテラン仏大統領が6月14日からポーランドを訪問することが決まる。

4月19日 ワレサ、夫人と「連帯」関係者を伴ってローマを訪問。●フィンランドのコイピスト大統領、ポーランド訪問。

4月20日 「農民連帯」登録が認可される。●ローマでワレサはローマ法王に30分間の私的謁見。

4月21日 ワレサ、デミタ伊首相と会談。コシガ大統領、アンドレオッち外相、クラクシ社会党党首とも会う。

4月22日 数年来係争中だったシチエチン港内の東独一ポーランド国境問題が交渉で決着と伝えられる。

4月23日 「連帯」市民委員会が選舉綱領を採択、全国民に投票を呼びかける。

4月24日 政府、「一部の人々の復職に関する特別権」法案を採択、戒厳令後に組合活動を理由に解雇された労働者に復職の道を開く。また出版法修正案も採択、現行の出版と報道活動免許制に変えて法的規制を導入。検閲法も修正。

4月25日 政府副スポーツマンのZ・ルイコフスキが定例記者会見、ボビエウシコ神父殺害犯の1人W・フミエレフスキがすでに釈放されたことを確認する。KPNの選挙集会を当局が禁止、介入したことについては、「KPNは攻撃的な非法組織」と述べる。●KPNはワルシャワ大学で集会、統一労働者党系議員が過半数を占める下院議席配分を批判、あくまで候補者を立てると発表。集会後デモに移ろうとした参加者は警察に強制解散させられる。〔編訳：高橋 初子〕

編集後記

☆円卓会議合意文書からその中心となる基本文書を紹介しました。文書全体は400頁という膨大なものになるそうです。

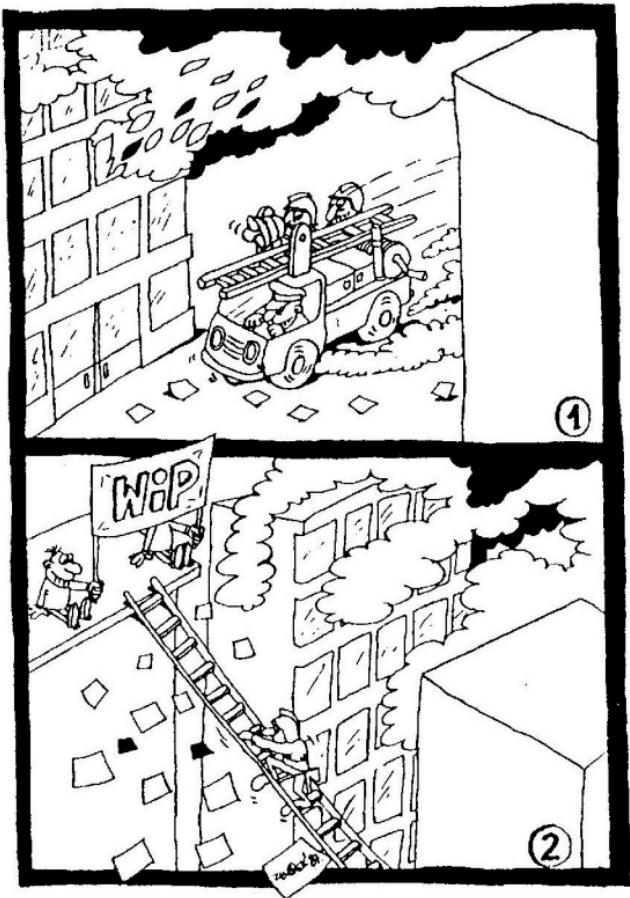
☆この合意に基づいて「連帯」が正式に復権しました。現在、6月4日投票日の上下両院選挙に全力をあげて取り組んでいると伝えられます。本号がお手元に届く頃には選挙結果の第1報が伝わっているかと思います。

☆在ワルシャワの友人によれば、選挙戦を闘うための資材と資金が絶望的に不足しているとのことで

す。西欧諸国の労働組合からは数10万ドル単位の資金カンパが寄せられているということですが、なお焼け石に水、といいます。日本でも支援運動を組織しなければ、とは思うのですが。

☆激動の中中国で、「ポーランド『連帯』のように」というスローガンが呼ばれています。状況はポーランドとはずいぶん違うようですが、基本的に政権党のヘゲモニーが崩壊しつつある、という点で共通します。ゴルバチョフ改革のソ連も基本的に同じことでしょう。

☆次号では、選挙結果に加えて、円卓会議合意文書に対する評価を紹介の予定。1989年5月24日（み）



火事のビルに駆けつける消防車……と思いき
や、火事はそっちのけ、標的は隣のビルでビ
ラをまく「自由と平和」運動活動家でした。

発行所・ポーランド資料センター

〒101 東京都千代田区三崎町2-10-5 一国ビル3F
電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069

Center for Polish Research %Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

事務所は月・水・金 14:00～17:00

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)